

## 柏市建築基準法第43条第2項第2号許可基準

### 1 目的

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号に規定する建築物で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 許可基準

法第43条第2項第2号に規定する許可に係る基準は、次に掲げるものとする。

(1) その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地进行を有する建築物にあっては、当該空地进行に2メートル（建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）で接道長さの規定の適用を受ける場合にあっては、その長さ。以下同じ。）以上接するとともに、法第42条に規定する道路（以下「道路」という。）まで通行に支障なく避難できるものであること。

(2) その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接する建築物にあっては、次のいずれかに該当する道に接するものであること。

ア 農道整備事業、土地改良事業、河川又は湖沼等の管理に供する道等であって、管理者の書面による同意又は承諾等を得ており、通行に支障のないものであること。

イ 敷地と道路との間にある河川、水路等（以下「水路等」という。）であって、管理者等から当該水路等の占用許可又は承諾等を得ており、通行に支障のないものであること。

ウ 敷地と道路との間にある里道、赤道等（以下「里道等」という。）であって、管理者等から当該里道等の通行許可又は承諾等を得ており、通行に支障のないものであること。

(3) その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物にあっては、次のいずれかの通路等に有効に接するものであること。

ア 現に建築物が立ち並び、通行の用に供されている幅員4メ

一メートル以上の道路状空地にその敷地が2メートル以上接しており、将来にわたる空地の幅員確保について、権利者の同意を得ていること等により確実に見込まれ、通行に支障のないものであること。（協定道路）

イ 現に建築物が立ち並び、通行の用に供されている幅員4メートル未満の道路状空地にその敷地が2メートル以上接しており、空地について将来的に4メートル以上の幅員確保について、権利者の同意を得ていること等により確実に実施が見込まれるもので、通行に支障のないものであること。（計画線による協定道路）

ウ 通行の用に供されている現道幅員1.8メートル以上4メートル未満の市道又はそれに準じる道で、将来的に4メートル以上の幅員確保について、市の道路整備事業等により確実に実施が見込まれる道に2メートル以上接し、通行に支障のないものであること。

エ 上記アからウによらない通行の用に供されている通路に敷地が接し、当該通路の空地を現状以上に確保するとともに、建築物の位置、構造等に条件を付すことにより、安全水準を高めることとし、総合的に判断し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

### 3 形態規制の付加

本許可を受ける建築物には許可基準に応じて、次の条件を付加するものとする。

- (1) 2.(3)の通路等に接する敷地の建築物に係る用途及び規模は、原則として、一戸建ての住宅又は法別表第2(イ)項第2号に規定する住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもので2階建て以下のものとする。ただし、既存の建築物を建替える場合については、既存の建築物用途でもやむを得ないものとするが、規模等は縮小するように計画すること。
- (2) 2.(3)アからウまでに規定する通路等が袋路状である場合の袋路の始点から計画敷地までの距離は60メートル以下とする。ただし、60メートルを超える敷地にあつては、原則として、二方向避難を確保すること又は建築物の外壁、軒裏を防火構造とすること。

(3) 2. (2)及び(3)に規定する道又は通路等に接する敷地の建築物については、当該道又は通路等を道路とみなして、法第52条第2項、法第56条、法第58条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の規定を適用する。

附 則

この基準は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年9月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月16日から施行する。